

単元株式数**統一**割引！

全国証券取引所から、今後の売買単位の集約のための基本的な方針を示す「売買単位の集約に向けた行動計画」が2007年11月27日に公表されました。全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単子を最終的に100株へ統一することを目指しています。（移行期限-2018年10月1日）
そこで当社では売買単位の集約のために電子公告を行う企業様を応援するため、単元株式数統一割引を実施いたします。

対象

case 1

上場会社様が売買単位の集約のために単元株式数の変更に関する公告（会社法第195条第2項及び第3項）を行う場合、通常価格115,000円（調査期間：21日以上1ヶ月以下）のところ70,000円で承ります。

case 2

単元株式数の減少とあわせて株式併合を実施するために株式併合公告（会社法第181条第1項及び第2項）を行う場合、通常価格60,000円（調査期間：21日未満）のところ55,000円で承ります。

単元株式数の変更に関する公告
（調査期間：21日以上1ヶ月以下）

通常価格
115,000円(税別)



70,000円(税別)

株式併合公告
（調査期間：21日未満）

通常価格
60,000円(税別)



55,000円(税別)

■ 次のケースは「調査期間：1ヶ月以下」となりますので、さらにお得です。

会社法第940条第1項第4号の規定が適用される株式会社の公告において、「1ヶ月」の期間計算については、公告終了日を公告開始日の応当日の翌日（該当日が土曜、日曜、その他休日にあたる場合はその翌営業日まで）延長する場合、その日は料金算定については加算しないものとします。

【ご注意】

- ※ 当社の契約代理店からのお申し込みについては価格帯が異なりますので、直接代理店にご確認ください。
- ※ 電子公告調査結果通知について紙もしくはCDでの発行が必要な場合、**本体価格に2,000円加算**いたします。

公告根拠条項と期間(会社法)、必要な決議

売買単位	内容	最短 公告期間	関係条文		
			条	項	
1000株 ↓ 100株	単元株式数の変更（100株に減少）に関する公告	1ヶ月	195	2	3
	株式併合公告（投資単位の引下げを行わない場合）	15日	181	1	2

- 単元株式数の減少だけを行う場合 ⇒ 取締役会決議
- 単元株式数の減少と株式併合を同時に行う場合 ⇒ 株主総会特別決議



日本電算企画株式会社 法定公告サービスセンター
東京都港区虎ノ門3-8-2 1虎ノ門33森ビル10階

<http://www.densan-kikaku.co.jp>

TEL 03 (6403) 0623 (直通)